

蔣士銓『一片石』の成立過程について：清代士人の 地方教化活動の一側面

王，毓雯
九州大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/9624>

出版情報：中国文学論集. 30, pp.68-83, 2001-12-25. 九州大学中国文学会
バージョン：
権利関係：

蔣士銓『一片石』の成立過程について

— 清代地方士人の教化活動の一側面 —

王 毓 雯

はじめに

清代乾隆年間の人・蔣士銓は、明の寧王宸濠の妃である婁妃を題材に、『一片石』『第二碑』『採樵図』という三篇の戯曲を創作している。それらはいずれも以下のような史実に基づいている。明の正徳年間、寧王宸濠は江西で反乱を謀るが、婁妃の知るところとなった。婁妃の諫止にもかかわらず、結局宸濠は反乱を起こした。だが反乱は王陽明によって鎮圧され、宸濠は捕えられ、婁妃は川に身を投げて自殺した、というものである。

蔣士銓が創作した戯曲十五作品中に、同じ史実を題材としたものは他にはなく、また彼は詩作においても、しばしば婁妃のことを詠んでいる。蔣士銓が婁妃に対してこれほどまでの興味を示したのはなぜだろうか。この問題を解明するためには、婁妃と蔣士銓との間に、一体どのような接点があったのかを考察する必要がある。それは、蔣士銓が戯曲を創作したきっかけと深い関わりがあると考えられるからである。また、このことは、蔣士銓の演劇活動に関しても、大きな特徴として捉えられるべきではないかと考える。しかし、残念ながら、婁妃を題材とした蔣士銓の戯曲に関する従来の研究には、上記の問題意識について、明確な答えを見いだすことができない。

そこで本稿は、まず『一片石』『第二碑』『採樵図』三作の背景となる宸濠の乱を概観し、その乱の性質と乱において婁妃の果たした役割とについて、蔣士銓がどう捉えていたのかを考察したい。更に当時の思想風潮をも考慮に入れながら、蔣士銓の戯曲創作の原点を探っていきたいと思う。

一 宸濠の乱と婁妃

蔣士銓の『忠雅堂詩集』に最初に見える婁妃と宸濠の乱に関する詩作は、卷一の「樵石」である。⁽²⁾ 樵石とは、今の江西省新建縣樵舍鎮のことで、蔣士銓が二十歳の時の乾隆九年十一月に、南昌に向かう途中で、新建を通り過ぎた時に作った作品である。この樵石は、宸濠が捕らえられた場所であったが、本節では、まずこの宸濠の乱について、その経過、及び反乱の理由を見てみたい。⁽³⁾

宸濠は初代寧献王権の第四世の孫である。弘治十二年（一四九九）に寧王となった。寧王宸濠の乱は、明代の王府の反乱の一つに数えられるが、彼が反旗をひるがえした背景には、皇位継承問題以外に、明室と寧王府との長年にわたる対立関係があった。

まず初代の寧献王権から見てみよう。寧王府は、洪武帝の第十七子朱権が、洪武二十四年（一三九一）に大寧（現在の遼寧省寧城附近）に冊封されたのに始まる。靖難の変に際して燕王支持の態度を取った朱権は、永楽帝即位後、大寧から江西省南昌に改封された。しかし、王府は省の財政を管轄する布政司の衙門を転用したため、王府の体裁としては不備の状況にあり、当初これは問題とされなかったが、後に宸濠の乱の遠因ともなった。

正統十三年（一四四八）に寧王が死に、孫の奠培が相続したが、その後、反逆行為で訴えられた結果、寧王府の護衛権が剝奪された。こうして、明王室と寧王府との確執は、ますます深まっていた。

宸濠が王位を継いだ当時の寧王府は、南昌改封の不備、護衛権の剝奪など、王府体制が整わない状態にあり、加えて王府内部での権力抗争が頻発する状況にあった。正徳年間、宸濠は活発に政治活動を行い、宦官劉瑾に賄賂を贈り、護衛権の復活を実現することができた。だが、政変により劉瑾が捕えられると、宸濠は宮中における有力な支援を失った。これを機に、宸濠は経済活動・土着勢力との結合・江西地方官の対策といった方面に力を注ぎ、江西地方における勢力を拡大しようと試みた。また宦官銭寧と通じ、再び中央への働きかけを行った。この銭寧は、自己の勢力を確保し、また正徳帝の寵愛を受けていた江彬に対抗するため、正徳帝の後継者候補を自ら選定しよう

蔣士銓『一片石』の成立過程について

とし、寧王府と通じた。結局、錢寧が捕らえられ、中央に後援者を失うと、宸濠は江西内部の権力によって事態を解決する以外になかった。ようやく正徳帝も、宸濠に叛心のあることを認識し、宸濠に数種の詰問をつきつけた。その結果、宸濠は蜂起を行った。

反乱の経過は以下の通りである。宸濠は、正徳十四年（一五一九）六月丙子（十四日）に南昌で兵をあげ、南康・九江を経て、七月に安慶に進攻した。宸濠が安慶を奪うと、南贛都御史の王守仁（陽明）は、贛州から攻めて南昌を取り、二十四日に南昌の東北郊黄家渡で反乱を鎮圧した。宸濠をはじめ、世子・群王・謀臣らは皆捕えられ、翌年通州で処刑された。嬪妃も水に身を投げて自殺し、反乱はわずか四十三日で終わった。

以上述べてきたように、寧王宸濠の乱は、およそ「皇位篡奪を目指した燕王の靖難の変とは異なる性格を持ち、中央の王府対策の挟間を巧みに利用し、宦官・佞倖と提携することによって、江西における勢力拡大に努めた結果に過ぎない」ものと見なされている。

さて、この反乱において、婁妃はどのような役割を果たしたのであるうか。その点を明らかにするために、史書に見られる婁妃の像を若干検討してみたい。

まず、『明史』卷二八三に、次のような記述がある。

婁諒、字克貞、上饒人。：天順末、選爲成都訓導、尋告歸、閉門著書、成日録四十卷、三禮訂訛四十卷。：子忱、字誠善、傳父學。女爲寧王宸濠妃、有賢聲、嘗勸王勿反、王不聽、卒反、諒、子姓皆捕繫、遺文遂散軼矣。

婁諒、字は克貞、上饒の人なり。：天順の末、選ばれて成都訓導と爲るも、尋いで帰を告げ、門を閉じ書を著わし、日録四十卷、三礼訂訛四十卷を成す。：子は忱、字は誠善、父の学を伝う。女は寧王宸濠の妃と爲り、賢声有り、嘗て王に反すこと勿きを勸むるも、王聴かず、卒に反す、諒の子姓は皆捕繫せられ、遺文は遂に散軼せり。

この記述によると、婁妃は名儒婁諒の娘であり、幼い頃から父婁諒の儒家教育を受けていたことが考えられる。また、婁妃と同時代の馮夢龍が著した『皇明王陽明出身靖乱録』にも、婁妃についての記述がある。そこに描かれているのは、宸濠の謀反を止めようと、情理を尽くして、声涙共に下る言葉で諫めようとする婁妃の姿であり、婁

妃の心情が躍然と描写されている。これは『皇明王陽明出身靖乱録』中の重要なエピソードの一つである。その一段を参考のために挙げておこう。

寧王之妃婁氏、素有賢徳、…婁妃察宸濠有不軌之志、乃於飲宴中間、使歌姬進歌勸酒、欲以諷之、曲名梧葉兒去、「爭甚麼名和利、問甚麼咱共伊、一霎時轉眼故人稀、漸漸的朱顏易改、看看的白髮來催、提起時好傷悲、赤緊的可堪、當不住白駒過隙。」

寧王の妃婁氏は、素より賢徳あり、…婁妃は宸濠に不軌の志有るを察し、乃ち飲宴の中間に於いて、歌姬をして歌を進め酒を勧めしめ、以て之を諷せんと欲す。曲を梧葉兒と名づく。「なんの名と利とをか争わん、なんの咱れと伊れとをか問わん、一霎時、眼を転ずれば、故人稀れなり、漸漸と朱顔は易改し、看々白髮は来たり催す、提起する時に好く傷悲す、赤緊に堪ふべけんや、白駒の隙を過ぐるは擋めがたし。

ここでは、単なる節烈の女性というだけでなく、「大義に通曉」した行動をとる婁妃の姿が活写されているのである。

蔣士銓は『採樵図』の中で、婁妃が寧王宸濠に嫁ぐ前に受けた父・婁諒の訓示を、第一齣で次の様に描いている。

(末) 我兒坐了、你生長儒門、于歸宗室、那些内則、女誠之言、你平日俱能嫻習。

(末・婁諒) 我が娘よ、坐りなさい。おまえは儒門で生長し、宗室に嫁ごうとしている。あの内則や女誠の教えについては、日頃から皆よく習って、身につけている。

ここには、伝統的な女性の教養として習得しなければならない「内則」、「女誠」の教えを、婁妃がすでに普段から身につけていたことが示されている。つまり婁妃を儒家的な教育を受け、賢妻で夫を諫める義にも通曉した女性のイメージで捉えようとしており、文人達にとって顕彰すべき模範的な女性として描かれているのである。

ところで、蔣士銓は、この宸濠の乱という歴史的事件を、どう考えていたのだろうか。これについて、彼の『一片石』第一齣「夢楼」では、

明代藩封猶張逆焰、好不增人憑吊也呵。【二郎神】波濤怒、怪當年決天潢倒注。這跋扈應爲成祖誤、南昌戰艦、問軍容可及逸都、我想宸濠不知天命、又無燕王雄材大略、護衛旣復、蠻觸卽興、其與高煦賞藩先後覆滅、母足

蔣士銓『一片石』の成立過程について

爲怪。

明代の藩封は、猶お逆焰を張り、好く人の憑吊を増さざるなり。【二郎神】波濤怒り、当年の天潢の倒注を決するを怪しむ。這の跋扈は、応に成祖の誤と爲すべし、南昌の戦艦は、軍容の都に逸くに及ぶべきかを問う、我思うに、宸濠は天命を知らず、又、燕王の雄材大略無し。護衛は既に復し、蛮触もて即ち興り、其の高煦賈藩と先後覆滅するは、怪と爲すに足る母し。

として、明代の王府の体制や藩王の「跋扈」に対する不満が述べられている。明代には、王府による反乱が何度も起っているが、これについては、趙翼も『二十二史劄記』卷三十二「明代分封宗藩之制」で、

明祖初定天下、分封諸子於各省各府、…不至有尾大不掉之患、其用意亦深遠矣。然其後日久、而弊日甚。…宸濠未反時、亦強奪民間田宅子女、養群盜閔廿四・凌十一等劫財江湖間、有司不敢問。

明祖初めて天下を定むるや、諸子を各省、各府に分封す、…尾大にして掉わざるの患有るに至らず、其の用意亦深遠なり。然るにその後日久しくして、弊日に甚し。…宸濠の未だ反せざる時、亦た民間の田宅子女を強奪し、群盜閔廿四・凌十一等を養い、財を江湖の間に劫すも、有司敢て問わず。

と指摘している。このように趙翼は、王府には多くの弊端が潜んでいたことを痛烈に批判している。宸濠の乱は、王府勢力を拡大しようとした結果に過ぎなかったが、蔣士銓も趙翼の指摘するような状況を痛感していたために、宸濠の行為を批判したのである。

ところで蔣士銓は、宸濠の寧王府が社会に対して害毒を流したため、その存在を滅ぼすべきものとして捉えているが、一方、滅ぶべき宸濠を諫めた婁妃に対しては、かえって多く称賛を与えている。これは何故であろうか。それは、正徳帝が荒淫で、しかも前王朝明の朱氏一族内の争いであつたため、滅んで当然であつたとしても、宸濠を諫める婁妃の姿には、蔣士銓の重視する忠君の思想が認められたからであつた。『一片石』の第四齣には、

(旦) 我想屈原直諫不行、沈江見志、千載之下、東南吊者、遂以成俗、妾身遭逢不幸、大抵相同。

(旦且婁妃) 我れ思うに、屈原は直諫行われず、江に沈み志を見わす、千載の下、東南に吊するは、遂に以て俗と成る、妾の身の不幸に遭逢するは、大抵相同じ。

と描き、婁妃の忠義は、屈原のそれに共通すると理解している。ここに、婁妃の持っていた忠君忠勤思想、男性をも凌ぐ死を恐れない高貴な精神は評価すべきであり、後世に伝えるべきだとする蔣士銓の意図が明らかである。

以上、宸濠の乱と婁妃について分析してきた。蔣士銓は、宸濠の乱に対して痛烈な批判を行ったが、奇節異行の婁妃については、一人の婦人でありながら、才知、節烈があり、正義感に満ちており、毅然とした態度をとった（『一片石』第一齣「夢樓」「婁妃一女子、才智節烈、凜然丈夫」）として賛美を惜しんでいない。つまり、宸濠を批判し、婁妃を褒め称えることは、「勸善懲惡」という社会教化の面において、最適の題材となると見たのではないだろうか。次節では、蔣士銓は、一体どのような契機で婁妃のことを知ったのかを考察したい。

二 蔣士銓と婁妃の接点

本節では、まず婁妃と蔣士銓との接点を検討するため、両者の出身地から見よう。

前節で述べたように、婁妃は江西省上饒県の出身で、蔣士銓は江西省鉛山県の出身である。明清時代、上饒県と鉛山県は、ともに江西省広信府に属しており、地理的にもかなり近い距離にあった。また、宸濠が冊封された寧王府の所在地も江西省の南昌であり、更に王陽明によって鎮圧され、捕らえられた場所——樵石も江西省内にあり、前節で挙げた「樵石」という詩は、まさしくこの歴史上の事件について詠んだものであった。一方、『忠雅堂詩集』巻一には、反乱の鎮圧者王陽明の姿を詠んだものが見られる。更に『忠雅堂詩集』巻三に収められている「豫章樂府詞十二首爲彭公作」の「俎豆馨」では、次のように婁妃のことが詠われている。

以死事勤則事之

死を以て勤むるを事とすれば、則ち之に事え

以勞定國則祭之：

勞を以て國を定むれば、則ち之を祭る：

文公謝公致身在王室

文公・謝公は身を致して王室に在り

此都捍患當專祠：

此れ都て患を捍ぐをもて、當に祠を専らにすべし、：

吁嗟婦人正氣亦千古

ああ、婦人の正氣もまた千古にして

蔣士銓『一片石』の成立過程について

雲中笑指婁妃墓

雲中に婁妃の墓を笑指せん

この作品では、婁妃のことを、婦人にもかかわらずその立場を超えた忠義の行いがあり、男性と同様に千古にまで伝えられるべき「正氣」を持った一女性として称賛している。婁妃と同郷出身である蔣士銓は、彼女の勇敢な行動を最高の誇りに思い、尊敬の念を抱いていることがわかる。だからこそ彼は自序で「余時撰南昌縣志、乃紀其事、參雜志中」と述べているように、乾隆十六年に布政使彭家屏の要請で地方志『南昌縣志』の編纂作業に参与した時、婁妃の事蹟を、卷四十九「兵革」と卷四十二「列女伝」に採録したのである。彼は『一片石』の自序にも「以郷人言郷事」と述べていることから、作品の題材を郷里の事蹟、もしくは自分が詳細に知る事蹟から採っていることは明らかである。また、婁妃に関する事蹟に、これほど熱心に取り組み、評価したのは、同郷という地縁的な要因が含まれていたからだと思われる。

ところで、『一片石』の自序には、この婁妃の事蹟について戯曲を創作するに至った経緯について、

前明寧庶人婁妃沈江後、爲南昌人私葬、二百年來、無有志者、乾隆辛未春夜、南昌蔡書存先生謂余曰、昔聞朱赤谷老人言、婁妃有墓、在城外隆興觀側、今廢矣、碑跌尚存、惜無能復者、余領之、明日、告青原方伯、意怏怏、急遣吏訪其處、遂立碑表識之。

前明の寧庶人婁妃、江に沈みての後、南昌の人の私葬するところと爲るも、二百年來、志しるす者無し、乾隆辛未（一六、一七五一年）春夜、南昌の蔡書存先生、余に謂いて曰く、「昔、朱赤谷老人の言を聞くに、『婁妃に墓有り、城外の隆興觀の側に在り』と、今廢し、碑跌は尚お存するも、惜しむらくは能く復する者無し」と。

余、之に領き、明くる日、青原方伯（彭家屏）に告げて、意怏怏として、急ぎ吏を遣わし、其の処を訪ねしめ、遂に碑を立てて之を表識せしむ。

とある。この自序は、婁妃が川に身を投げてから二百年が経ったが、南昌の人によって埋葬はされたものの、誰も婁妃の事蹟を石碑に記す者はいなかったことを指摘している。

では、何故婁妃は長く顕彰されずにいたのであるうか。これについて、同じ題材に基づいて乾隆四十一年（一七七六）に作られた『第二碑』に寄せられた王均の序文に、

明寧庶人之婁氏、紙結沈江之事、洵足嘉矣。或有以叛臣之妻少之者、以故二百年來、僅一方伯表識其墓。

明の寧庶人の婁氏、紙結して江に沈むの事、洵に嘉するに足る。或いは叛臣の妻を以てこれを少ずる者有り、以ての故に二百年來、僅かに一方伯其の墓を表識するのみ。

と述べているように、婁妃は、当時においては叛臣の妻と見られていたため、わずかに布政使彭家屏の墓碑記しか存在しなかったことがわかる。また、明代においては、命婦には「旌表」の顕彰を行うことができないと定められていた。⁸⁾恐らくこれらの要因が背景にあって、婁妃の事蹟は顕彰されないままであったのだろう。

『一片石』の自序によると、友人から墓の所在を教えられた蔣士銓は、布政使彭家屏にその墓を整理し、石碑に記すよう勧める一方、自ら地方の「節婦烈女」を顕彰し、「風俗淳化」という教化活動を促していることがわかる。そこには、地方官に意見を提供することで、間接的に地方における教化活動に参加している蔣士銓の姿が見てられる。

ところで、『南昌県志』における婁妃の記載について、一つ疑問に思われる点がある。それは、地方志の原則として、本来県内のことを記載するはずであるのに、南昌の出身ではない婁妃を、何故、『南昌県志』の「兵革」「列女傳」に記載したのか、ということである。それは、先述のように、地方大官として地域社会内で大きな権限を有していた布政使彭家屏と蔣士銓との関係が、大きな力をもっていただけと思われる。しかし、他県志に収められるべき婁妃の事蹟が『南昌県志』に収められたのは、やはり地方志編纂上、極めて異例なことだと言わねばならない。よって、そこに至るまでには、当時の節婦烈女に対する特別の時代風潮があったことをも考慮に入れるべきであろう。

そもそも、地方志とは史書の一種であり、中国の伝統的史学の「鑑往知來」という目的を共有していたので、その記述は真実であり、その域内の事蹟を完備していることが厳しく要求された。¹⁰⁾また、地方志は、「旌淑彰善以示勸」という社会教化的役割を果たすことも期待されていた。これは地方志に「勸化」の働きがあったということである。そのため、地方志への記載は「名垂青史」であり、その当事者の最も誇りとすべきことと認識されていたのである。¹¹⁾

ところで、明清時代には「旌表」という女性顕彰の制度が存在していた。しかしこの制度は清代になると、次第

蔣士銓『一片石』の成立過程について

に形骸化する傾向にあった。⁽¹²⁾ このような状況の下で、優れた女性の事蹟を地方志に採録することには、どのような意義があったのだろうか。それは、本来「旌表」を受けるべきでありながら受けていない女性に対しては、償いの意味を持つものであっただろうし、殊に「旌表」制度の形骸化が進んだ後では、地方志による「顕彰」は、「旌表」に匹敵するような最高の名誉となったのである。つまり、地域社会の事蹟を記録する地方志による「節婦烈女」の顕彰は、「旌表」の不足を補うものであったと言えよう。だからこそ蔣士銓は、墓誌が地方志に記載されるということを、これほど重視したのではなからうか。以上のことから、明代になって見られるようになった節婦烈女の「旌表」の動きは、清代になると、地域社会内部で非常に高まりを見せるようになった。士人にとって、このような現象は、社会における「勸化」という意味から、非常に重視されるべきことであつたと思われるのである。

ところで、このような社会的活動の中で、士大夫はどのような役割を果たしていたのであろうか。そもそも、文字そのものに元来「公開性」という性質があるのだが、文字で「公にする」ということは、社会に認められるというのと、必ずしも等しくない。社会に認められるためには、社会的地位を有し、権威を持つ士人の評価による保証が必要であつた。士人からの評価を得て、はじめて、公の信頼性と価値を備えた栄誉ある顕彰となるのである。この「公開」から「公認」までの過程において、士人が果たした役割が重要なのである。⁽¹³⁾ この点から考えてみれば、蔣士銓の「顕彰」活動は、士人としての役割意識に促されての行動であつたのではなかつたかと思われる。

古くから南昌は、江西の省都であり、江西の政治、文化、経済、社会の中心的位置を占めていた。よって、『南昌県志』の記載内容は、江西という地域を特徴付ける重要な意味を持っており、その編纂の体裁は、他の江西域内の県志に与える影響も大きかつた。従つて『南昌県志』に、清代になって、本来採録すべきではない他県の婁妃の事蹟を採入したことには、蔣士銓をはじめとする士人層の意図が窺える。つまり、「旌表」制度の形骸化、地域的アイデンティティの高まりという風潮の中で、江西という地域を代表する「節婦烈女」の象徴としての女性像を婁妃に求めたことが、『南昌県志』における婁妃事蹟の採録という異例の措置に及んだのだと考えられるのである。

ところで、蔣士銓自身が『一片石』自序に「以地屬新建、故祠墓篇中、例不得載」（地は新建に属すを以て、故に祠墓篇中に、例として載するを得ず）と述べている通り、婁妃の墓は新建県にあつたため、墓誌を『南昌県志』

に採録することは許されなかった。従って布政使彭家屏が書いた墓碑記も載せることができなかった。蔣士銓にとって、地方志に婁妃のことを完全に記載することができなかったことは、心残りに思われたのではないだろうか。そのため、『一片石』の自序に、

余時撰南昌縣志、乃紀其事、參雜志中、以地屬新建、故祠墓篇中、例不得載、尚竊懼其弗播人口、…乃起濡殘墨、衍其事爲『一片石』雜劇。

余、時に南昌県志を撰し、乃ちその事を紀し、志の中に參雜せんとするも、地は新建に属するを以ての故に祠墓篇中に、例として載するを得ず、尚お窃かに其の人口に播かれざるを懼れ、…乃ち起濡殘墨もて、其の事を衍して『一片石』の雜劇を爲す。

とあるように、蔣士銓は婁妃の奇節異行が「尚竊懼其弗播人口」と心配したため、『一片石』という戯曲作品を創作するに至ったのである。

この作品『一片石』は、「夢樓」「訪墓」「祭碑」「宴閣」の四齣からなる戯曲で、乾隆十六年（一七五一）に婁妃の事蹟を基にして創作された。そこには、宸濠の乱を阻止しようとし、何度も諫めたが、聞き入れられずに自殺した婁妃が、「叛臣の妻」ではなく、「列婦」である自分の無実の罪を晴らしてくれる者がなく、発散しきれない情を強く訴えかけている姿が描かれている。更に、士人によって石碑が新しく建てられ、自分の「叛臣の妻」の汚名がようやく晴らされ、顕彰されたことで、仙女になった婁妃が、天上界で士人たちに感謝の意を表したという結末になっている。この作品の主人公薛天目は、蔣士銓自身であり、別の登場人物錢公は、布政使彭家屏の投影である。歴史事実を踏まえながら、更に空想の描写をも取り入れて描かれた作品である。この『一片石』が完成した時、彭家屏、謝蒼崖を初め、二十四人の士人が題詞を寄せた。『一片石』が士人の間でどのような評価を得たのかを見るため、ここでは、彭家屏、謝蒼崖の題詞を参考に挙げる。まず、彭家屏の題詞は次の通りである。

曾向黃陵弔二妃

曾て黃陵に、二妃を弔う

又尋荒塚與扶持

又、荒塚を尋ね、与に扶持す

多謝挑燈譜赫蹄

多謝す、燈を挑し、赫蹄を譜するを

蔣士銓『一片石』の成立過程について

一時傳唱大江西

一時に大江西に伝唱さる

他年小泊隆興觀

他年、隆興觀に小泊し

來聽秋娘按拍低

秋娘の按拍の低きを來たり聴かん

また、謝蒼崖の題詞は、

紀葬難尋墓大夫

葬を紀すは、墓大夫を尋ね難し

百年流恨遍江隅

百年の流恨、江隅に遍ねし

新詞傳得千秋信

新詞は千秋の信を伝え得て

一洗鄉人汚穢語

郷人の汚穢の語を一洗す

とあるように、蔣士銓が婁妃のために『一片石』を作り、婁妃の無実の罪を晴らし、さらに忠君思想を説く婁妃の姿を世に現したことを称賛している。

ここから、社会教化に強い使命感を抱いている士人の、「節婦烈女」などの事蹟を尋ね、更に記録に残すという活動が、ほかの志を同じくする士人との、相互の意見交換、討論などを通して行われたことがわかる。言い換えれば、これらの「風俗淳化」に関わることは、社交の場で士人が形成するネットワークを通じての共同参加によって進められていたのであり、そこには当時における士人の活動形態が如実に反映されている。

最後に、乾隆『南昌府志』における婁妃の記述について述べてみたい。乾隆四十二年（一七七七）に編纂された『南昌府志』には、卷二十六「名蹟」に、婁妃の事蹟と墓についての次のような記述がある。

寧藩婁賢妃墓、在德勝門外、隆興觀塘新建上饒兩漕倉間、宸濠謀逆、妃切諫不聽、濠敗投江、爲南昌人私葬。

國朝十一年布政使彭家屏訪故塚於闌闔間、勒碑以識、四十一年、署布政使吳山鳳捐俸、屬新建令伍魁孝購墓旁民舍擴左右界、後勒碑以紀事、（縣志續增）

寧藩の婁賢妃の墓は、德勝門外の隆興觀塘の新建・上饒兩漕倉の間に在り、宸濠逆を謀り、妃切諫するも聴かれず、濠敗れて江に投じ、南昌の人の私葬するところと爲る。國朝十一年、布政使彭家屏は故塚を闌闔の間に訪い、碑を勒して以て識す、四十一年、署布政使吳山鳳、俸を捐て、新建令伍魁孝に屬し、墓の隣の民舍を購

い左右の界を拡張しむ。後に碑を勒し以て事を紀す、(県志の続増)

『南昌府志』の記載には、続いて、十一年に彭家屏が書いた「婁賢妃墓碑」と四十一年に伍魁孝が書いた「婁妃墓記」の全文が採録されている。そこには、乾隆十一年(一七四六)と四十一年(一七七六)に、婁妃の墓がそれぞれ地方官の彭家屏と呉鳳堂とによって整備されたことも記されている。また、「縣志續増」と書かれているが、これは先に分析したように、蔣士銓は、それぞれ『南昌県志』卷四十九と卷四十二に婁妃のことを記載している。その内容は次の通りである。まず、『南昌県志』卷四十九「兵革」に、

『明史紀事』云、守仁爲求婁妃屍葬之、誤也、當時王陽明雖出示求妃屍、卒未能得、後妃屍漂至德勝門外河干、南昌人網得之、知爲妃、欽其賢且烈、乃具厚殮私葬於隆興觀側、今其廢丘屬新建、在上饒倉右、新建倉左、盈字廩之下、蓋久淹無有知者。乾隆十六年二月布政使彭家屏訪得其處、立碑表識之。

『明史紀事』に云えらく、守仁、為に婁妃の屍を求め、之を葬る、と。誤りなり。当時、王陽明、妃の葬を求むるを出示すと雖も、卒に未だ得る能はず。後に妃の屍は漂いて德勝門外の河の干に至る、南昌の人、網もて之を得、妃爲るを知り、其の賢にしてかつ烈なるを欽しんで、乃ち厚く殮を具え、私かに隆興觀の側に葬る。今、その廢丘は、新建に屬し、上饒倉の右、新建倉の左、盈字廩の下に在り、蓋し久淹にして知る有る者無し。乾隆十六年二月、布政使彭家屏、其の処を訪ね得て、碑を立てて之を表識す。

とあるように、婁妃は当時王陽明によって死体を見つけられたのではなく、南昌の当地の人によって発見され、埋葬されたのであった。また、卷四十二「列女」にも、

婁氏、寧庶人、宸濠妃也。當濠謀不軌時、屢諫不聽、一日、濠持樵人圖命題、妃見樵人回首、若與婦語者、乃題曰、婦語夫兮夫轉聽、採樵須是擔頭輕、昨宵雨過蒼苔滑、莫向蒼苔險處行。濠被擒、妃投江死、……妃本上饒婁諒女、有家學、處變足能自全、濠在囹圄、每飯必別具饌祝之、常泣下曰、負此賢妃也。

婁氏は、寧庶人なり、宸濠の妃なり、濠、不軌を謀るの時に當り、屢々諫むるも聴かれず。一日、濠、樵人の図を持って題せんことを命ず。妃、樵人の首を回らし、婦と語る者の若きを見て、乃ち題して曰く、「婦、夫に語り、夫、転じて聴く。採樵には須らく是れ擔頭軽くすべし、昨宵、雨過ぎ、蒼苔滑らかなり、蒼苔の險処

蔣士銓『一片石』の成立過程について

に向って行くこと莫かれ」と。濠、擒えられ、妃、江に投じて死す。……妃は本と上饒の婁諒の女にして、家学有れば、変に処して能く自ら全うするに足る。濠、囹圄に在りて、飯ごとに必ず饌を具えて之を祝し、常泣下りて曰く、此の賢妃に負けりと。

と述べているように、宸濠が捕らえられ、ようやく、婁妃の諫めを聞き入れればよかったという後悔の念にうたれている描写を通して、婁妃の賢妻や節烈という点を高く評価している。

以上、府志と県志を比較することで、府志は、婁妃の事蹟を記した彭家屏の「墓碑記」と伍魁孝の「墓誌銘」を基にして成ったものであることが確認できた。これは、蔣士銓と布政使彭家屏が、士人として「顕彰」活動に積極的に取り組み、また蔣士銓が『一片石』で婁妃の事蹟を評価したことで、二十六年が経過してから、ようやく婁妃の墓誌を『南昌府志』に採ることが可能になったことを示している。このように、府志「名蹟」の記載が詳細になっていく過程で、士人が果たした働きは決して見過ごされるものではない。つまり、士人の「節婦烈女」への評価は、郷里や社会においては一定の価値と影響力を持ち、士人の筆の力によって、次第に地方に生きた人物の事蹟が重視されるようになり、地方志「入志」の保証を得るようになるという、文人による教化活動の実状がここから明らかになる。事実上、婁妃の墓誌も、こうした士人たちの積極的な参与によって事蹟が評価されるようになり、社会に認められ、その保証を得た上で『南昌府志』に採録されることになったのである。

以上分析してきた通り、地方志に婁妃の事蹟が採録されるようになった過程には、蔣士銓の当時における士人としての役割が如実に反映されていたことがわかった。蔣士銓の『第二碑』に寄せられた王均の序文に見える「即以此『第二碑』のこと」補新建縣志祠墓之缺焉可耳」（この作品で新建県志祠墓の足りない部分を補うことができる）という言葉も、このような風潮のもとで、当時の文人から寄せられた『第二碑』への高い評価と言えるのではなからうか。このことを通して、蔣士銓だけではなく、明清時代の士人たちが地方教化の活動に参与していたありさまがより具体的に窺われるであろう。更に、士人の間に広くみられた、婁妃の行動を評価し、意味づけしようとする姿勢には、蔣士銓自身の「節烈」に対する考え方も反映していたと見られる。蔣士銓自身が最も熟知しており、郷里の誉れとも言うべき存在であった婁妃を顕彰したのは、「節婦烈女」の奇節異行が、「勸化」という社会的な役割

を担うべきものだとする彼の信念に合致したからである。またそこには彼の士人としての強い自覚と自尊心をも窺うことができる。

おわりに

これまで考察してきた事柄を以下にまとめ、若干の問題提起を行って本稿の結びとしたい。蔣士銓は、『南昌県志』の編纂事業に参与し、宸濠の乱と婁妃の諫言という史実を再発見した。史書に記載されることによって与えられる評価の一つである「旌善」という性質を通して、宸濠の乱そのものを強く批判しようとしたのである。それと同時に、婦人という立場を越えて忠君思想を説いた婁妃の勇氣と気概を顕彰することによって、「懲惡揚善」という社会的教化の役割を果たそうとした。明清時代になり、演劇の内容は、それまでの英雄劇から、次第に家庭劇、節婦烈女を取り上げる教化的意味が強いものに傾きつつあったが、このような潮流の中で、蔣士銓は、地方志では記載できない事蹟を世に広めるために、大衆性のある演劇作品として『一片石』を創作するに至ったのである。

また、『南昌県志』から『南昌府志』に至って、より多くの婁妃の事蹟が記載されるようになったことから、社会における士人の文筆活動によって、節婦烈女の事蹟が、社会に公認され、その結果、地方志に記載されるようになる過程を見て取ることができた。こうした江西士人の文化活動の背景には、地方において行政的権限を握る布政使に働きかけ、婁妃の墓を修復するよう促したり、戯曲作品を通じて、婁妃を顕彰することを士人に公認させ、墓誌を地方志に採録させるに至るなど、蔣士銓の存在が重要な意味を持っていたといえる。

本稿では、江西における婁妃顕彰の背景にあつて、蔣士銓の文化活動が重要な意義を持っていたことを検討したが、彼が婁妃を描いた戯曲三作品を通過するテーマの一つである「怨」については考察することができなかった。筆者は、この概念が蔣士銓の文学観を探る上で重要な術語であると考えのだが、これについては、稿を改めて考察したい。

注

- (1) 蔣士銓がこの宸濠の乱を背景として婁妃の事蹟を扱った戯曲作品には、乾隆十六年の『一片石』、乾隆四十一年の『第二碑』、乾隆四十六年の『採樵圖』という三作がある。そのうち『一片石』『第二碑』は『藏園九種曲』に収められているが、『採樵圖』のみは蘆蕘野(前)校訂の『紅雪樓逸稿』(上海中華書局、一九三九年)に収められている。
- (2) 蔣士銓が乾隆九年、二十歳の時に作ったものである。その内容は次の通りである。「平湖淨碧粼粼、白石南山爛水濱、一局殘棋分勝敗、不知誰是執柯人」。
- (3) 寧王宸濠とその乱については、奥山憲夫「正徳宸濠の乱について」(『佐久間重男教授退休記念中国史・陶磁史論集』燎原書店、一九八三年)、奥崎裕司「寧王宸濠の乱小考」(『三上次男博士喜寿記念論文集歴史編』平凡社、一九八五年)、同「宸濠の乱の思想的背景としての王陽明」(『史友』第一七号、青山学院大学史学会、一九八五年)、阪倉篤秀「寧王宸濠の乱——明朝諸王分封制の一齣——」(『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』上巻、汲古書院、一九九〇年)がある。ここでは主として阪倉篤秀「寧王宸濠の乱——明朝諸王分封制の一齣——」の論述を参考にした。
- (4) 阪倉注(3)論文参照。
- (5) 婁妃の父親について、上饒原志には「婁妃、一齋孫女」と記されている。つまり、婁諒(号一齋)は父親ではなく、祖父とされている。これについては、陳定榮・林反鶴「婁妃之父辯」(『江西師範大学学报』一号一九九一年)の論文があるので、参照されたい。蔣士銓の作品に扱われた婁妃は『明史』の記載によったものと思われる。
- (6) これは中田勝の「『王陽明出身靖乱録』の考察」(『二松学舎創立百十周年記念論文集』一九八七年)の中で指摘されたところである。なお『皇明王陽明出身靖乱録』については、これ以外にも、大西克巳の『出身靖乱録』における王陽明像」(『集刊東洋学』第七十四号、一九九五年)などの論考がある。
- (7) この諫言の場面は次のように続いている。「宸濠聽此詞、有不悅之色、婁妃問曰、殿對酒不樂何也、宸濠曰、我之心事、非汝女流所知、婁妃陪臉笑曰、殿下貴爲親王、錦衣下玉食、享用非常、若循理奉法、永爲國家保障、世世不失富貴、此外更有何心事、宸濠帶了三分酒意、嘆口氣道、汝但知小享用之樂、豈知有大享用之樂哉、…吾今位不過藩王、

治不過數郡、此不過小享用而已、豈足滿吾之願哉、婁妃曰、殿下差矣、天子摠攬萬機、晏眠早起、勞心焦思、內憂百姓之所、外愁四夷之未服、至于反藩王、衣冠宮室、車馬儀仗、亞于天子、有豐享之奉、無政事之責、是殿下之樂過于天子也、殿下受藩鎮之封、更思越位之樂、竊恐志大謀疎求福得禍、那時悔之晚矣、宸濠勃然變色、擲杯於地而起」。

(8) 「旌表」の制度について、明代には命婦に対する「旌表」が行われなかった。『大明會典』卷七十九「旌表」には次のように述べられている。「國初、凡有孝行節義、爲鄉里所推重者、據各地申報、風憲官覈實奏聞、即與旌表、其後只許布衣編民、委巷婦女、得以名聞、其有官職及科目出身者、俱不與焉」。また、正徳八年には明確な規定が定められた。そして、正徳十三年にも再びこの規定が確認された。

(9) 蔣士銓の「行年録」には、蔣士銓が当時の布政司彭青原に勧めて婁妃の墓の前に石碑を建てさせたという経緯が、次のように述べられている。原文は以下の通りである。「婁妃者、嘗諫宸濠勿逆、及事敗、自投於江、屍逆流至德勝門外、土人瘞之江漕、故有碑、歲久碑仆、尚遺一趺、予步訪、得於上饒新建兩漕倉之間、以告彭方伯、時方伯調任滇南、行有日矣、以余慙慮、故爲短碑立趺前、而自往祭之」。

(10) 地方志が史学の「鑑往知來」という性質を持っているということについて、明の李夢陽は、『空同集』「作志通論」巻五十八で次のように述べている。「夫志者、史之流也、…夫史者、備辭蹟、昭鑒戒、存往詔來者也、是以分例屬事、善惡備列、褒貶見之矣」。

(11) 費絲言『由典範到規範從明代貞節烈女的辨識與流傳看貞節觀念的嚴格化』（國立台灣大學文史叢刊、一九九九年）48頁を参照。

(12) 清代に入ってから、旌表の形骸化については、陳青鳳「清朝の婦女旌表制度について」（『九州大学東洋史論集』十六号、一九八八年）を参照。

(13) 注(10) 前掲書第二章「士人節烈書寫」第一節「傳記寫作的社會脈絡之一」を参照。

(14) 同前。

(15) これについては、田仲一成『明清の戯曲』（創文社、二〇〇〇年）第八章を参照。

蔣士銓『一片石』の成立過程について